

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

わが国の平均寿命は、生活水準の向上や医療技術の進歩等により高い水準を保っており、世界有数の長寿国となっています。その一方で、少子化・高齢化による総人口・生産年齢人口の減少、高齢者の就労拡大等による社会の多様化、次なる新興感染症も見据えた新しい生活様式への対応など、社会を取り巻く課題は変化していくことが予想されています。

また、人生100年時代に本格的に突入する中で、誰もがより長く元気に暮らしていくために、生活習慣病の予防・健康づくりの取組をさらに強化していくことが求められます。

このような状況の中、国は2024（令和6）年度から2035（令和17）年度までの12年間を計画期間とした「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」を策定し、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向けて、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を目標とし、「個人の行動と健康状態の改善」「社会環境の質の向上」「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」の3つの基本的な方向から健康づくりを推進していくこととしています。加えて、食育分野においては2021（令和3）年3月に「第4次食育推進基本計画」を策定し、国民の健全な食生活と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現を目指しています。

県においても、こうした国の動向を踏まえて、2024（令和6）年3月に「第4次静岡県健康増進計画」「第4次静岡県食育推進計画」「第3次静岡県歯科保健計画」をそれぞれ策定しています。「第4次静岡県健康増進計画」においては県民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、社会全体で県民の取組を支援し誰一人取り残さない健康づくりを推進することを、「第4次静岡県食育推進計画」においては県民が生涯にわたり望ましい食生活を実践する力を身につけ豊かな人間性をはぐくむことを、「第3次静岡県歯科保健計画」においては一人ひとりのライフコースに沿った歯と口腔の健康づくりを展開できる社会環境を整備することを目指しています。

本市では2018（平成30）年3月に、「第3次焼津市健康増進計画」「第3次焼津市食育推進計画」「第1次焼津市歯科口腔保健計画」を一体的に取りまとめた「やいづ健康いきいきプラン」を策定し、市民の健康な生活が確保できるよう取り組んできました。

今後も少子化・高齢化は急激に進行し、2043（令和25）年には高齢者数がピークを迎えると予測されており、それに伴い、医療・介護ニーズの増大が見込まれます。そのために、すべての市民の健康的で幸せな生活を支え、健康寿命の延伸を図るため、健康づくりの推進に関する取組が必要不可欠です。

このたび、前計画の期間終了に伴い、健康増進計画・食育推進計画・歯科口腔保健計画を一体的に策定し、市民や地域・団体、行政の協働のもと、社会環境の変化や新たな課題等に対応し、これまでの取組をさらに充実・発展させていきます。

第2節 計画の策定根拠

市町村は、健康増進法第八条第2項に基づき、住民の健康増進の推進についての「市町村健康増進計画」を、食育基本法第十八条第1項に基づき「市町村食育推進計画」をそれぞれ定めることとされています。

また、本市では、「歯科口腔保健の推進に関する法律」を踏まえた「焼津市民の歯と口の健康づくり条例」(平成27年3月31日条例第17号)第九条第1項に基づき「歯と口の健康づくりに関する基本的な計画」を定めるとしています。

■関係法令（抜粋）

<健康増進法（抜粋）>

（都道府県健康増進計画等）

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

<食育基本法（抜粋）>

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

<焼津市民の歯と口の健康づくり条例（抜粋）>

（計画の策定）

第九条 市長は、前条に定める基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口の健康づくりに関する基本的な計画を定めるものとする。

2 前項の計画は、健康増進法（平成14年法律第103号）第八条第2項の規定に基づき市が策定した健康増進計画その他市が策定する健康づくりに関する計画と調和するものでなければならない。

3 第1項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

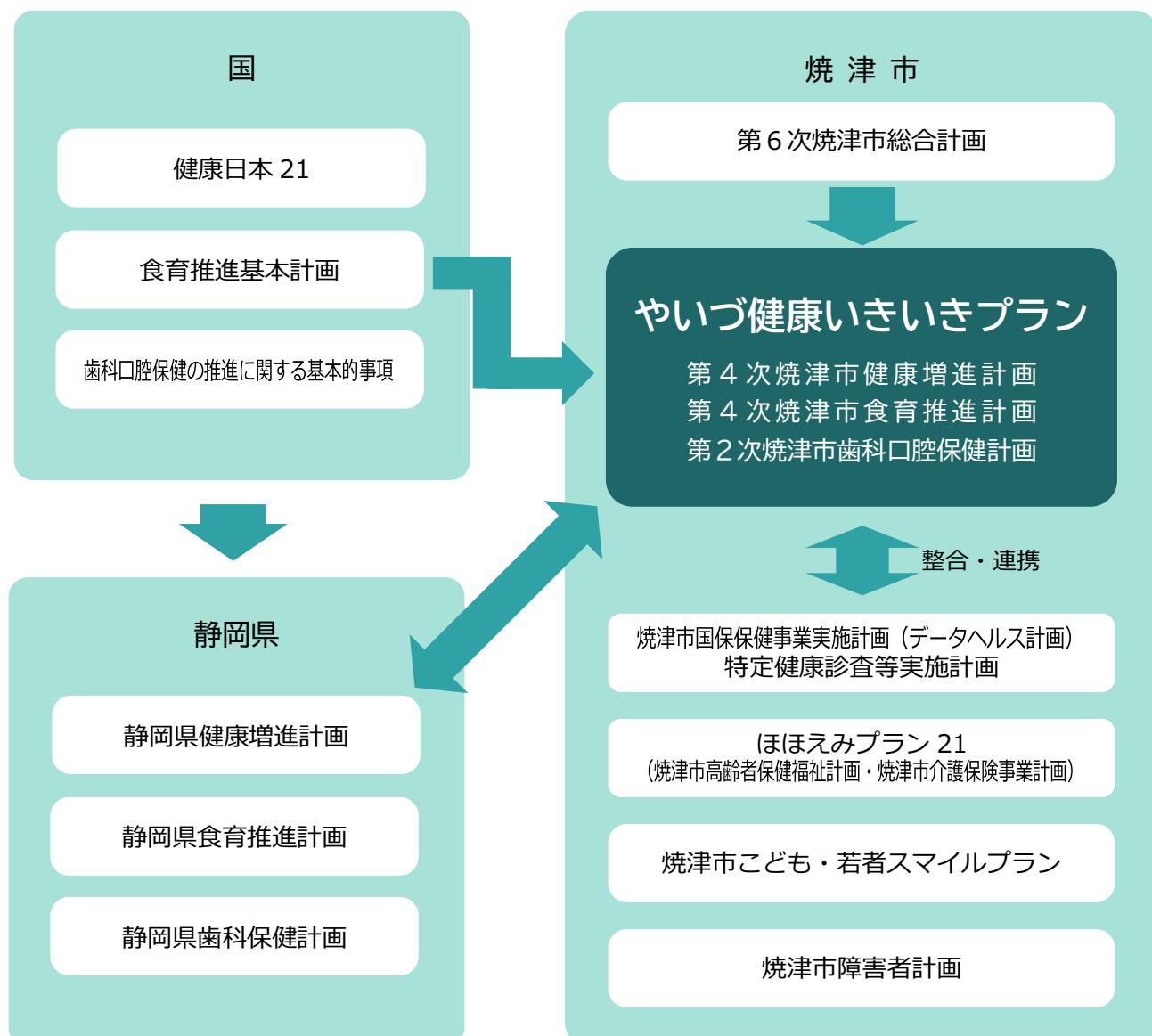
- (1) 歯と口の健康づくりに関する基本方針
- (2) 歯と口の健康づくりに関する目標
- (3) 歯と口の健康づくりに関する具体的施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりに関し必要な事項

4 市長は、第1項の計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「第6次焼津市総合計画」を上位計画とする分野別計画であり、市の関連計画との整合を図りました。

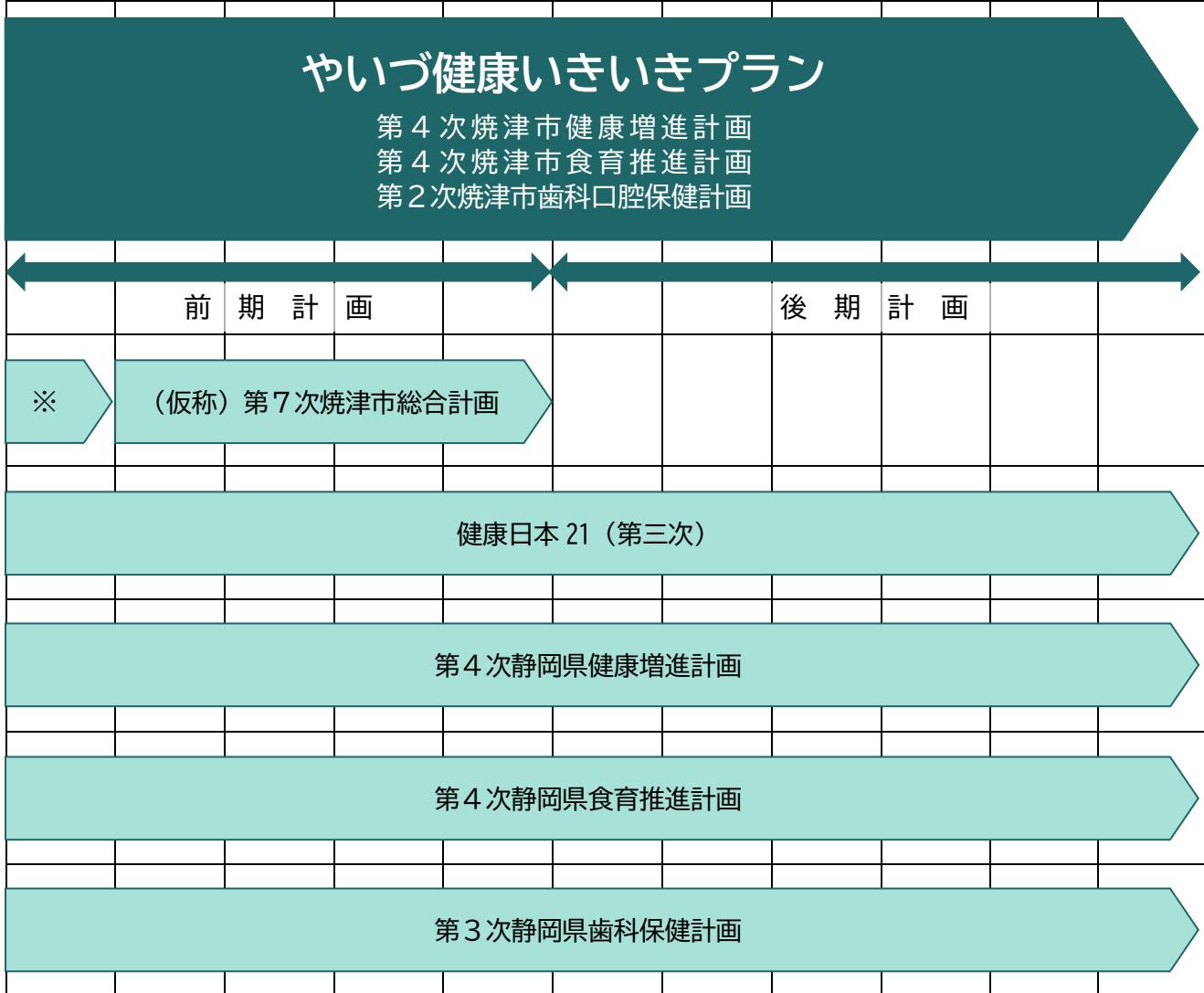
また、国の「健康日本21」「食育推進基本計画」「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を踏まえ、県の計画である「静岡県健康増進計画」「静岡県食育推進計画」「静岡県歯科保健計画」との整合も考慮して策定しています。



第4節 計画の期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度を初年度とし、2035（令和17）年度を最終年度とする11年間です。2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間を前期計画期間、2030（令和12）年度から2035（令和17）年度までの6年間を後期計画期間とし、中間にあたる2029（令和11）年度に、進捗状況の把握（中間評価）と計画の見直しを行うこととします。

| 2025 (令和7) 年度 | 2026 (令和8) 年度 | 2027 (令和9) 年度 | 2028 (令和10) 年度 | 2029 (令和11) 年度 | 2030 (令和12) 年度 | 2031 (令和13) 年度 | 2032 (令和14) 年度 | 2033 (令和15) 年度 | 2034 (令和16) 年度 | 2035 (令和17) 年度 |
|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | | | | | | | | | |



第5節 アンケート調査実施概要

本計画策定の基礎資料とすることを目的として、市民を対象に健康・食育に関するアンケート調査を実施しました。本調査の概要については、下記のとおりです。

調査結果は、本計画内で引用し、第2章（27ページ以降）に一部を掲載しているほか、別途「令和5年度焼津市健康・食育に関する実態調査報告書（令和6年3月）」として取りまとめています。

（1）調査地域：焼津市全域

（2）調査時期：2023（令和5）年11月～12月

（3）調査対象者及び調査方法

| 調査対象者 | 調査数 | 調査方法 |
|--------------------|--------|--|
| ①一般市民（20歳以上） | 2,000人 | 郵送による配布・回収 |
| ②3歳児（年少児）保護者 | 261人 | 保育所・幼稚園を通じた直接配布・回収 |
| ③小学5年生・中学2年生・高校2年生 | 800人 | WEB回答画面の配信（小5・中2） 学校を通じた直接配布・回収（高2） |

（4）回収結果

| 調査対象者 | 頒布数 (A) | 有効回収数 (B) | 有効回収率 (=B/A) |
|--------------------|------------|--------------|-----------------|
| ①一般市民（20歳以上） | 2,000 | 809 | 40.5% |
| ②3歳児（年少児）保護者 | 261 | 220 | 84.3% |
| ③小学5年生・中学2年生・高校2年生 | 800 | 760 | 95.0% |
| 合計 | 3,061 | 1,789 | 58.4% |

第6節 事業者・団体等アンケート調査実施概要

本計画を策定するにあたり、これまでの計画の実施状況や現状の課題を把握することを目的として、事業者・団体等アンケート調査を実施しました。本調査の概要については、下記のとおりです。

調査結果は、本計画内で引用しているほか、別途「焼津市の健康づくり、食育、歯科口腔衛生に関する関係団体アンケート 調査結果報告書（令和6年8月）」として取りまとめています。

（1）調査時期：2024（令和6）年7月31日～8月19日

（2）調査の対象事業者及び調査方法

21事業者・団体を対象として郵送による配布・回収を行いました。一部の対象者に対しては、インタビューによる補足調査を実施しました。

（3）回収結果：18事業者・団体（有効回収率85.7%）

第7節 計画の推進・管理

健康づくり、食育、歯科口腔保健の取組は、市民一人ひとりの努力が基本となります。しかし、経済的豊かさや便利さの代償として「生活習慣病」がごく普通にみられる現在、個人の自律心に頼るだけでは限界があり、行政による公助や地域の事業者・団体等の取組の相互作用（互助・共助）により、市全体でこれらの底上げをしていかなければなりません。そのためには、各主体が役割を果たしながら、一人ひとりの市民の健康づくり等への取組や努力を支援する環境づくりをしていくことが求められます。

(1) 計画の周知

本計画を広く市民に周知・啓発するため、市の広報やホームページなどをとおして公表するとともに、各種保健事業や行事など、あらゆる機会を活用して計画のPRを図り、市民の健康意識を高めます。

(2) 計画の推進

本計画推進にあたっては、健康づくり食生活推進員、保健委員、自治会をはじめとした、関係団体・事業者、市民と協働しながら、保健センターを中心に、行政関係各課と連携した全庁的な対応により、各分野の施策・事業を総合的かつ計画的に進めていきます。



(3) 計画の進行管理・評価

計画の進行管理・評価については、毎年度、「焼津市民健康づくり推進協議会」や「焼津市民の歯と口の健康づくり会議」に本計画の進捗状況を報告し、意見を聴取して検証を受けるとともに、社会情勢の変化や地域ニーズを的確に捉えながら、適切な見直しとともに取り組みます。

また、計画（Plan）→実行（Do）→点検・評価（Check）→見直し・改善（Action）の「P D C Aサイクル」を構築し、継続的な改善に努めます。



第8節 計画におけるS D G sの視点の導入

S D G sは、英語の「Sustainable Development Goals」の略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。S D G sは「地球上の誰一人取り残さない持続可能な世界」を実現するための17の長期的なビジョン（ゴール）と169の具体的な開発目標（ターゲット）で構成されています。

本計画の最上位計画である「第6次焼津市総合計画」において、このS D G sを推進するとしていることから、本計画においても、S D G sを踏まえた施策の推進を図ることとします。

本計画と主に関連があるとする長期的なビジョン（ゴール）は以下の7つです。

